

## 第2回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例 検討委員会議事録（案）

●開催日時

令和5年3月24日（金）午後7時00分～9時00分

●開催場所

阪南市役所 別棟2階 第3・4会議室

●出席者

【委員】（委員長、副委員長、50音順）

ト田委員長、森下副委員長、市口委員、井上委員、太田委員、笠松委員、  
車谷委員、杉本委員、田中委員、谷委員、南委員、若野委員

【事務局】

魚見総務部長、伊瀬生涯学習部長、矢島生涯学習部副理事（兼）生涯学習推進  
室長、戸崎人権推進課長、石原学校教育課長、波戸元人権推進課長代理、両口  
学校教育課長代理、深田学校教育課主幹、太田政策共創室総括主査、油谷こど  
も政策課総括主事

●傍聴者：2名

●次第

1. 開 会

2. 議 題

（1）委員長、副委員長講話

・ト田委員長講話 「子どもの権利をどう捉えるか」について

・森下副委員長講話 「子どもの権利条約 4つの柱」について

（2）意見交流

（3）その他

3. 閉会

## 次第1. 開 会

事 務 局

皆さま、こんばんは。

定刻となりましたので、ただいまより、第2回（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会を開催いたします。

本日、司会をさせていただきます、学校教育課長 石原です。よろしくお願いいたします。本日は、お忙しい中、また遅い時間帯にもかかわらず、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さらに、第1回検討委員会の議事録のご確認につきましてもありがとうございます。議事録につきましては、市役所情報公開コーナーおよび、市ウェブサイトにて公開しております。

新型コロナウイルス感染症対策として、窓を開けておりますので、少しお寒いとは思いますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

それではまず、資料のご確認をお願いいたします。事前にお送りしております、第2回検討委員会次第、資料1 卜田委員長の資料、資料2 森下副委員長の資料、さらに、ご準備いただいている交流用シートとなります。資料がない場合はおっしゃっていただきましたらお持ちいたします。

次に、本日の出欠状況についてご報告いたします。本日、大変残念ながら、平野委員につきましては、所用のため、ご欠席との連絡がございました。また、卜田委員長、笠松委員は、少し遅れてから参加されると伺っております。

本日は、全13名の委員のうち現時点で10名（最終的に12名）の出席をいただいています。（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例第5条第2項に基づく定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本市では、「会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議を公開することとしております。本日は傍聴者の定員5名に対し、2名の方が傍聴されることとなりましたことをご報告いたします。

また、議事録につきましては、事務局が要旨をまとめ、委員長にご確認いただいた後、本市の情報公開コーナーで公開するとともに、市のウェブサイトにも掲載させていただきますので、ご了承願います。

## 次第2. 議 題

### 議 題1 委員長・副委員長 講話

事 務 局

それでは、ここからの議事進行につきましては、（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例第5条により、委員長にお願いするところですが、委員長が遅れてこられますので、森下副委員長よろしくお願いいたします。

副 委 員 長

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。前回、第1回検討委員会において、子どもについて委員のみなさんで一緒に話を聞く時間や共有することが必要ではないかとい

うお話がありました。そこでまずは、議題1としまして、委員長副委員長から「子どもの権利」に関するお話をさせていただきます。

事務局 <委員長が準備された資料を基に、「子どもの権利をどう捉えるか」について事務局が代読>

副委員長 では、続いて、私から、子どもの権利条約について権利の4つの柱を中心に話をします。

<副委員長 講話>

それでは、ここまでで何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

<質問・意見 なし>

※ト田委員長到着

## 議題2 委員のみなさんとの意見交流

委員長 それでは続いて、議題2「委員のみなさんとの意見交流」について事務局から、説明をお願いします。

事務局 <意見交流について説明>

<2グループに分かれてワークショップ(60分)>

《ワークショップの内容については、別紙》

副委員長 それでは、私たちBグループがまとめたものを発表します。5名の委員のそれぞれの立場で考えられた子どもの権利として、大切なことは何かということ事前に書いてきてたものを紹介し、ワークショップをしながら考えたことをまとめました。

はじめに、子どもが中心であるということ、子どもは宝であることから、愛情を持って育てることが中心になると考えました。そのためにはまず、子どものことを知る必要があります。子どもの考えを読み取る力や、子どもの気持ちを考える、意見を聞く、思いを聞くというような対話的な関わりをしながら子どもを知ろうとすることが大事であると考えています。

次に、子どもを主体に考えることが大切だと考えました。子どもが自由に意見が出せる場所、子どものやりたいことを応援できるような環境、すなわち、子どもが中心であるということが大切だと考えました。孤立感や不安の高い保護者の方がいたり、幸せそうに見えても、色々な問題を抱えたりしている中で、どの子どもも取り残さない、すべての子どもを対象にするという点で大人の役割が大切です。自分がされて嫌なことは、相手にもしないこ

とや、子どもが生きていくために必要なことを大人が伝えていくことが大切である。大人が子どもたちに大切なことを伝えていくためには、信頼関係が必要だと感じています。学校と地域、家庭が繋がることや、福祉等切れ目のない支援、信頼関係や地域の繋がりが、ともに育つ・育てることが必要だと考えました。

また、制定する条例が、抽象的になりすぎないように、意識していきたいといった意見もありました。

委員長

続いて、Aグループがまとめたものを発表します。

まず、条例の一番はじめに何を書くべきかについて話し合いました。全ての子どもが生きる喜びを感じられることや、自分のことを自分で選択する力をつけること、そして、全ての子どもが生きることの喜びを感じられるようなまちにしていくといった、条例がめざすことを明確に示すことが大事であると考えました。

そのためには、大人が子どもの力を知ることが大きな目標であり、それがこの条例を作る目的でもあると考えました。

子どもたちが発言する場や活動する場、そして、学ぶ場などといった、子ども自身が安心してありのままにいられるような場所や、協力して守られ、人間関係をつくっていけるような場所があることも大切であると考えました。

学校などでも、子ども自身が意見を表明できる、参加をするような仕組みを作ることが必要になると考えています。

意見を表す権利を保障するためにも、子どもの声を聞くこと、子どもが発言できる場所があること、心おきなく話せる場があってプライバシーも守られる環境や子どもの意見を聞いて共感するような大人がいることが大事になると考えました。

次に、遊びを保障する場が必要だと考えました。生き生きと活動できるような場、子どもたちが自主的に活動し、様々な団体などの事業に参加することができる、そんな、子どもたち同士、子どもと大人が繋がることのできるような活動の場を作ることが必要だと考えます。

そして、学ぶ場の提供ということも大切だと考えます。子どもたちが様々なことを学び、同時に、子ども自身がこんな権利を持つてんだということを知ることが重要です。学校や家族以外の大人と出会えることを保障し、さらに、その出会いの中で、多様性を学ぶというような場が大事になるように考えます。子どもたちが、活動できるようなネットワークがあり、その中で色々な人たちと関わることで学びが深まるということを目指した場の保障と学ぶための機会を設けていくことが必要だと思います。

Bグループでも同様の意見があったようですが、これらの三つの場が保障されることが大切であり、そうすることで、子どもたちが生きることの喜びを感じられることに繋がっていくものと考えます。そのためには、大人が子どもを支えるために、子どもに対する見方を変え、意識を変えるためにも、子どもに権利があるということを知ることが必須ではないかと考えます。子どもの権利に関する条例をつくり、施行した後に、子どもを支える仕組み

へと繋がっているかの視点が必要だと考えます。子ども自身やその家庭を支えることで、子どもの最善の利益を保障するような子育て世帯を支えるような仕組みや、親を尊重しながらも、親自身が子どものための適切な支援を受けることができるようになる仕組み、子どもたちが、権利を保障されるために支えられ、権利が侵害されたときに、救済する仕組みも必要であるという意見もありました。

委員長

たくさんのご意見を交流していただき、みなさまの普段の活動や取組等も垣間見える時間となりました。ご協力ありがとうございました。なお、本日の交流で出していただいた意見を踏まえて、条例の骨子を検討することとなります。骨子を策定する際は、前回の本委員会において事務局から説明がありましたように、検討委員会の負担を考慮し、また、条例制定時期も見据え、委員会で一から議論するのではなく、事務局が作成した（案）に対して、加筆・修正する形を取りたいと考えております。

そのため、まずは、委員長・副委員長が、市の条例として盛り込むべき内容を精査し、事務局に対して指示しながら、骨子案を策定してもらいます。その上で、皆さまから改めてご意見を頂戴することになりますので、引き続きのご協力、よろしくお願いいたします。

### 議題3 その他

委員長

それでは、「その他」に移ります。  
他に何か事務局から説明や連絡はありますか。

事務局

本日ももちまして、令和4年度の本委員会については終了となります。次回の本委員会については、6月頃に開催する予定としています。先ほど、卜田委員長からのお話にもありましてとおり、本日の意見交換の内容を踏まえて、次回の委員会で条例の骨子案をお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

### 次第3. 閉会

委員長

本日の議題は、すべて終了しましたので会議を終了いたします。では、進行の方事務局にお返しいたします。

事務局

皆様、お疲れさまでした。円滑な会議運営にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の会議を終了させていただきます。

長時間にわたりご協力いただき、誠にありがとうございました。

終了